

名古屋市における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
運用制度要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めがあるもののほか、名古屋市内における法の施行に関する事務の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物のエネルギー消費性能適合性判定

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式における市長が必要と認める図書)

第2条 規則第1条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築の場合にあつては次に掲げるもの

- a 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（省令第1条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
- b BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度。以下同じ。）に基づく評価書（省令第1条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し

(2) 建築物の増築又は改築の場合にあっては次に掲げるもの

- a 既存部分の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- b 既存部分の法第12条第1項又は第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）に提出した書類の副本の写し及び法第12条第6項及び第13条第7項に規定する適合判定通知書の写し
- c 既存部分の法第3章第2節、法附則第3条第2項及び第8項の規定による届出書又は通知書の副本の写し
- d 既存部分の法第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を受けた認定申請書の副本の写し及び規則第25条第2項の規定による通知書の写し
- e 既存部分の法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けた認定申請書の副本の写し及び規則第31条第2項の規定による通知書の写し
- f 既存部分の都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定を受けた認定申請書の副本の写し及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「エコまち法施行規則」という。）第43条第2項の規定による通知書の写し
- g 既存部分のBELSに基づく評価書の写し及び当該評価に要した書類の写し

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式における市長が不要と認める図書）

第3条 規則第1条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる図書に規則第1条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を明示したときは、当該図書とする。

（軽微な変更に関する証明書の交付申請）

第4条 規則第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を受けよう

とする者は、建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定により完了検査の申請又は完了の通知をする前に、軽微変更該当証明申請書（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第1条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）
- (2) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った場合にあっては、当該判定に要した書類の写し（変更に係る部分に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に基づき交付を決定したときは、軽微変更該当証明書（第3号様式）に申請書の副本を添えて、申請者に交付する。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の取下げ）

第5条 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をした建築主は、当該適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをする場合においては、取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（特定建築行為に係る工事の取止め）

第6条 法第12条第6項に規定する適合性判定通知書の交付を受けた建築主は、工事を取り止めたときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく工事取止届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（確保計画書の保存年限）

第7条 規則第1条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画書は、当該確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付した日から15年間保存することとする。

第3章 届出・通知

（建築物の建築に関する届出等における市長が必要と認める図書）

第8条 規則第12条第1項（規則第14条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第13条の2第3項の規定により市長が必要と認める図書は、第2条各号に掲げるものとする。

(建築物の建築に関する届出等における市長が不要と認める図書)

第9条 規則第12条第4項(規則第14条第1項において準用する場合を含む。)及び第13条の2第6項の規定により市長が不要と認める図書は、第2条第1号に掲げる図書に規則第12条第1項の表の各項又は第13条の2第3項の表の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を明示したときは、当該図書とする。

(審査)

第10条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知があったときは、当該計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「省エネ基準」という。)に適合するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の審査において、適切な判断を実施するため必要があると認めるときは、届出者又は通知者に説明を求めるものとする。

(審査結果及び審査基準)

第11条 前条第1項の審査における審査の結果及び審査の基準は、別表のとおりとする。

(指示又は命令)

第12条 法第19条第2項の規定による指示は、指示書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第19条第3項の規定による命令は、命令書(第9号様式)により行うものとする。

(届出の取下げ)

第13条 建築主は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知をした後に、当該の届出又は通知を取り下げる場合は、取下届を市長に提出しなければならない。

(計画書の保存年限)

第14条 規則第12条第1項に規定する届出書及び規則第14条第1項の規定によって読み替えられた規則第12条第1項に規定する通知書は、当該届出及び当該通知書を受領した日から5年間保存することとする。

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び

建築物のエネルギー消費性能に係る認定

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請における市長が必要と認める図書)

第15条 規則第23条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築の場合にあっては次に掲げるもの
 - a 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証及び技術的審査に要した書類
 - b 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（省令第10条各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
 - c BELSに基づく評価書（省令第10条各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
- (2) 建築物の増築又は改築の場合にあっては以下に掲げるもの
 - a 既存部分の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
 - b 既存部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定に提出した書類の副本の写し及び法第12条第6項又は法第13条第7項に規定する適合判定通知書の写し
 - c 既存部分の法第3章第2節、法附則第3条第2項及び同条第8項の規定による届出書又は通知書の副本の写し
 - d 既存部分の法第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を受けた認定申請書の副本の写し及び規則第25条第2項の規定による通知書の写し
 - e 既存部分の法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費基準に適合している旨の認定を受けた認定申請書の副本の写し及び規則第31条第2項の規定による通知書の写し
 - f 既存部分のエコまち法第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定を受けた認定申請書の副本の写し及びエコまち法施行規則第43条第2項の規定による通知書の写し

g 既存部分のBELSに基づく評価書の写し及び当該評価に要した書類の写し

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請における市長が不要と認める図書)

第16条 規則第23条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる図書に規則第23条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を明示したときは、当該図書とする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請における市長が必要と認める図書)

第17条 規則第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築の場合にあっては次に掲げるもの

a 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証及び技術的審査に要した書類

b 建築物エネルギー消費性能適合性判定に提出した書類の副本の写し、法第12条第6項又は法第13条第7項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

c 法第23条第1項に規定する特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を受けた場合は、規則第18条第1項に規定する認定書(建築物全体に係る評価に係るものに限る。)の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

d 法第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を受けた認定申請書の副本の写し、規則第25条第2項の規定による通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

e エコまち法第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定を受けた認定申請書の副本、エコまち法施行規則第43条第2項の規定によ

る通知書の写し、及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

- f 登録住宅性能評価機関が交付する品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省令第1条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
- g BELSに基づく評価書（省令第1条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し

(2) 建築物の増築又は改築の場合にあつては以下に掲げるもの

- a 既存部分の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- b 既存部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定に提出した書類の副本の写し及び法第12条第6項又は法第13条第7項に規定する適合判定通知書の写し
- c 既存部分の法第3章第2節、法附則第3条第2項及び同条第8項の規定による届出書又は通知書の副本の写し
- d 既存部分の法第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を受けた認定申請書の副本及び規則第25条第2項の規定による通知書の写し
- e 既存部分の法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けた認定申請書の副本の写し及び規則第31条第2項の規定による通知書の写し
- f 既存部分のエコまち法第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定を受けた認定申請書の副本の写し及びエコまち法施行規則第43条第2項の規定による通知書の写し
- g 既存部分のBELSに基づく評価書の写し及び当該評価に要した書類の写し

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請における市長が不要と認める図書）

第18条 規則第30条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる図書に規則第30条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき全

ての事項を明示したときは、当該図書とする。

(認定申請の取下げ)

第19条 法第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定による認定の申請をした者は、当該認定に係る通知を受けるまでは、申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをする場合においては、取下届を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第20条 市長は、法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に定める基準に適合しないと認める場合（同条第2項の申出があった場合にあつては、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しないと認める場合を含む。）は、その旨を、不認定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

2 市長は、法第41条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が省エネ基準に適合していないと認める場合は、その旨を、不認定通知書により通知するものとする。

(認定に係る工事等の取止め)

第21条 法第35条第1項の認定を受けた者（当該認定を受けた建築物又はその部分の所有権その他法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に必要の権原を取得した者がいる場合にあつては、その者とする。以下「認定建築主」という。）は、その工事を取り止めたときは、取止届（第11号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 法第41条第2項の認定を受けた者は、当該認定の取消しを市長に申請することができる。

3 前項の申請をしようとする者は、取止届を市長に提出しなければならない。

(認定の軽微な変更)

第22条 認定建築主は、規則第26条第1号に規定する変更をしようとするときは、記載事項変更届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、第23条に規定する認定の完了の報告を行う前に規則第26条

第2号に規定する変更をしようとするときは、記載事項変更届に当該変更に係る添付図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の完了の報告)

第23条 認定建築主は、法第35条第1項の認定を受けて行った法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、完了報告書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(是正要請)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者、認定建築主又は建築物の所有者に対して是正を要請することができるものとする。

(1) 申請者、認定建築主又は建築物の所有者が関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 法第35条第1項の認定を受けた建築物の建築及び法第41条第1項の認定を受けた建築物の維持保全が適正に行われていないとき。

(認定の取消し)

第25条 市長は、法第39条に規定する認定の取消しを行ったときは、その旨を認定取消通知書(第14号様式)により、当該認定建築主であった者に通知するものとする。

2 市長は、法第42条に規定する認定の取消しを行ったときは、その旨を認定取消通知書により、当該建築物の所有者に通知するものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

	審査の結果	審査の基準
1	適合	省エネ基準に適合しているもの。
2	不十分	一次エネルギー消費量の設計値が省エネ基準を満たさないもののうち、基準値の1.1倍以内のもの。 また、住宅については、外皮平均熱貫流率と冷房期の平均日射熱取得率の設計値が省エネ基準を満たさないもののうち、外皮平均熱貫流率が1.54、冷房期の平均日射熱取得率が3.8以内のもの。
3	著しく不十分	1項及び2項以外のもの。